令和6年8月より

- 1. 介護保険基準サービス (1日あたり)
- ※ 保険分の負担額には、1円以下の金額が発生することもある為、実際の請求金額と以下の料金表とは異なる場合がございます。

要介護度サービス 利用料金	区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険対象 1割分		689	760	838	910	981
介護保険対象 2割分	ユニット型 個室	1,377	1,520	1,675	1,820	1,962
介護保険対象 3割分	<u> </u>	2,065	2,280	2,512	2,730	2,943

	区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	左記以外の方
居室にかかる <u>自己負担額</u>	ユニット型 個室	880	880	1,370	1,370	2,110

A + 1- 1: 1: 7	区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	左記以外の方
食事にかかる <u>自己負担額</u>		300	390	650	1,360	1,445

2. 1以外のサービス ※以下はご希望・ご要望によりご負担いただきます。

サービス名称	単位:単価(円)	内容		
	308円/日	※一括で常時提供を選択する場合		
日用品費	308円、シャンプーリンス2057円、オ	ブラシ308円、歯磨き粉308円、手洗いソープ1234円、ペーパータオル ドディーソープ2057円、BOXティッシュ102円、入れ歯洗浄剤2571円、保 となります。提供を希望しない場合はご持参ください。		
教養娯楽費	500円/月	行事・誕生日会の際の特別食等 ※1ヶ月あたり		
金銭管理サービス	1,800円/月	預かり金管理 ・ 証書類管理に関わる事務手数料		
電化製品持ち込み料	1,000円/月	室内で常時使用する電化製品を持ち込んだ場合		
理美容代	実費	理容師等の出張による理美容サービスを利用した場合		

◎ 1ヶ月あたりの金額

【 ユニット型個室 】

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	Í	42,183	44,340	46,651	48,838	50,964
第2段階		71,283	73,440	75,751	77,938	80,064
第3段階①		93,783	95,940	98,251	100,438	102,564
第3段階(第3段階②		117,240	119,551	121,738	123,864
	1割負担	139,833	141,990	144,301	146,488	148,614
上記以外の方	2割負担	160,476	164,789	169,411	173,786	178,037
	3割負担	181,119	187,589	194,521	201,083	207,461

3. 介護サービスの加算

※ 介護保険の負担額については、別紙の各種加算がかかることがあります。

- 1. 介護保険基準サービス (1日あたり)
- ※ 保険分の負担額には、1円以下の金額が発生することもある為、実際の請求金額と以下の料金表とは異なる場合がございます。

要介護度サービス 利用料金	区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険対象 1割分		605	677	752	824	895
介護保険対象 2割分	従来型 多床室	1,210	1,354	1,504	1,648	1,790
介護保険対象 3割分	>\ <u>-</u>	1,815	2,031	2,256	2,471	2,684

	区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	左記以外の方
居室にかかる <u>自己負担額</u>	従来型 多床室	0	430	430	430	915

A +1-1-1-7	区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	左記以外の方
食事にかかる <u>自己負担額</u>		300	390	650	1,360	1,445

2. 1以外のサービス ※以下はご希望・ご要望によりご負担いただきます。

サービス名称	単位:単価(円)	内容		
	308円/日	※一括で常時提供を選択する場合		
-713482	308円、シャンプーリンス2057円、オ	ブラシ308円、歯磨き粉308円、手洗いソープ1234円、ペーパータオル ドディーソープ2057円、BOXティッシュ102円、入れ歯洗浄剤2571円、保 となります。提供を希望しない場合はご持参ください。		
教養娯楽費	500円/月	行事・誕生日会の際の特別食等 ※1ヶ月あたり		
金銭管理サービス	1,800円/月	預かり金管理 ・ 証書類管理に関わる事務手数料		
電化製品持ち込み料	1,000円/月	室内で常時使用する電化製品を持ち込んだ場合		
理美容代	実費	理容師等の出張による理美容サービスを利用した場合		

◎ 1ヶ月あたりの金額

【 従来型多床室 】

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	Í	39,687	41,844	44,093	46,250	48,376
 第2段階		55,287	57,444	59,693	61,850	63,976
第3段階①		63,087	65,244	67,493	69,650	71,776
第3段階(第3段階②		86,544	88,793	90,950	93,076
	1割負担	101,487	103,644	105,893	108,050	110,176
上記以外の方	2割負担	119,634	123,948	128,446	132,760	137,011
	3割負担	137,781	144,252	150,999	157,469	163,847

3. 介護サービスの加算

※ 介護保険の負担額については、別紙の各種加算がかかることがあります。

3. 介護サービスの加算

※ 介護保険の負担額については、別途下記の各種加算がかかることがあります。

3. 介護サービスの加算		※ 小護は	に
サービス内容	単	位位	算 定 要 件
福祉施設日常生活継続支援加算Ⅰ	36	1日につき	従来型多床室利用にて、認知症高齢者が一定数以上入所しており、介護福祉士 の有資格者を一定数以上配置している場合
福祉施設日常生活継続支援加算Ⅱ	46	1日につき	ユニット型個室利用にて、認知症高齢者が一定数以上入所しており、介護福祉 士の有資格者を一定数以上配置している場合
福祉施設看護体制加算 I 1	6	1日につき	常勤の看護師を1名以上配置している場合(入所定員31人以上50人以下)
福祉施設看護体制加算 I 2		1日につき	常勤の看護師を1名以上配置している場合(入所定員30人又は51人以上)
福祉施設看護体制加算Ⅱ1	13	1日につき	看護職員を基準数以上配置しており、協力病院との24時間の連携体制を確保している場合(入所定員31人以上50人以下)
福祉施設看護体制加算Ⅱ2	8	1日につき	看護職員を基準数以上配置しており、協力病院との24時間の連携体制を確保している場合(入所定員30人又は51人以上)
福祉施設夜勤職員配置加算 I 1	22	1日につき	従来型多床室利用にて、夜勤職員を一定以上配置している場合 (入所定員31 人以上50人以下)
福祉施設夜勤職員配置加算 I 2	13	1日につき	従来型多床室利用にて、夜勤職員を一定以上配置している場合(入所定員30 人又は51人以上)
福祉施設夜勤職員配置加算Ⅱ1	27	1日につき	ユニット型個室利用にて、夜勤職員を一定以上配置している場合(入所定員31人以上50人以下)
福祉施設夜勤職員配置加算Ⅱ2		1日につき	ユニット型個室利用にて、夜勤職員を一定以上配置している場合(入所定員30人又は51人以上)
福祉施設夜勤職員配置加算Ⅲ1		1日につき	上記Iに加え、所定の職員を配置している場合
福祉施設夜勤職員配置加算Ⅲ2		1日につき	上記Iに加え、所定の職員を配置している場合
福祉施設夜勤職員配置加算IV1		1日につき	上記Ⅱに加え、所定の職員を配置している場合
福祉施設夜勤職員配置加算Ⅳ2	21	1日につき	上記Ⅱに加え、所定の職員を配置している場合
福祉施設生活機能向上連携加算Ⅰ	100	1月につき	リハビリテーションを行う専門機関の理学療法士や医師から助言を受け、個別機能訓練計画の作成等をする場合(3月に1回を限度)
福祉施設生活機能向上連携加算Ⅱ1		1月につき	上記 I について、リハビリテーションを行う専門機関の理学療法士や医師が訪問して行う場合
福祉施設生活機能向上連携加算Ⅱ2	100	1月につき	上記Ⅱ1について個別機能訓練加算を算定する場合
福祉施設個別機能訓練加算I	12	1日につき	機能訓練計画を作成、実施した場合
福祉施設個別機能訓練加算Ⅱ	20	1月につき	上記Iに加え、所定の方法で情報を提出して必要な情報を活用した場合
福祉施設個別機能訓練加算皿	20	1月につき	上記 II に加え、所定の方法で情報を提出して必要な情報を活用し、他所定の加算項目を算定した場合
福祉施設ADL維持等加算 I		1月につき	入所者に対し身体機能の専門的評価を行った上で所定の方法で情報を提出して、一定の効果が得られた場合
福祉施設ADL維持等加算Ⅱ	60	1月につき	上記 I よりさらに効果が得られた場合
福祉施設若年性認知症受入加算	120	1日につき	若年性認知症の入所者に対して個別にサービス提供をした場合
常勤医師配置加算	25	1日につき	常勤の医師を1名以上配置している場合
精神科医療養指導加算	5	1日につき	精神科を担当する医師に療養指導が月2回以上行われている場合
障害者生活支援体制加算 I		1日につき	視覚障害者等が一定数以上入所しており、専従の障害者生活支援員を一定数 以上配置した場合
障害者生活支援体制加算Ⅱ	41	1日につき	視覚障害者等が一定数以上入所しており、専従の障害者生活支援員を一定数 以上配置した場合
福祉施設外泊時費用		月6日限度	病院等へ入院した場合及び居宅における外泊を認めた場合
福祉施設外泊時在宅サービス利用費用	560	月6日限度	居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合
福祉施設初期加算	30	1日につき	入所日から30日以内、もしくは30日以上の入院後の再入所時に加算
福祉施設退所時栄養情報連携加算	70	1月につき	特別食や低栄養状態の方が退所する際、主治医等に対し栄養士が栄養管理に 関する情報を提供した場合
福祉施設再入所時栄養連携加算	200	1回限り	入所者が入院して入所時と異なる栄養管理が必要となり、医療機関と施設の管理栄養士が連携して計画を作成し、施設へ再入所した場合
福祉施設退所前訪問相談援助加算		1回につき	入所者の退所に先立って、退所後生活する居宅等を訪問し、相談援助を行った 場合(入所中1回または2回を限度)
福祉施設退所後訪問相談援助加算	460	1回限り	入所者の退所後30日以内に居宅等を訪問し、相談援助を行った場合
福祉施設退所時相談援助加算	400	1回限り	入所者の退所時に相談援助を行い、かつ、退所後2週間以内に市区町村等に対して情報提供した場合
福祉施設退所前連携加算	500	1回限り	入所者の退所に先立って、居宅介護支援事業者に対して情報提供をし、かつ、 サービス利用に関する調整を行った場合
福祉施設退所時情報提供加算		1回限り	入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、心身の状況等情報提供の 上紹介を行った場合
福祉施設協力医療機関連携加算	50又は 5	1月につき	指定医療機関との間で病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催した場合
福祉施設栄養マネジメント強化加算		1日につき	管理栄養士の十分な配置と低栄養リスクが高い入所者に対し栄養ケア計画を策定し、所定の方法で情報を提出して必要な情報を活用した場合
福祉施設経口移行加算	28	1日につき	経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合
福祉施設経口維持加算Ⅰ		1月につき	著しい摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合
福祉施設経口維持加算Ⅱ	100	1月につき	上記に際し、医師や歯科医師らが共同で栄養管理を実施した場合

福祉施設口腔衛生管理加算I	90	1月につき	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行った場合
福祉施設口腔衛生管理加算Ⅱ	110	1月につき	上記 I に加え、所定の方法で情報を提出して必要な情報を活用した場合
福祉施設療養食加算	6	1食につき	療養食を提供した場合 (1日3食を限度)
福祉施設特別通院送迎加算	594	1月につき	透析を要する入所者の通院のための送迎を、月12回以上行った場合
		1回につき	配置医師が通常の勤務時間外に訪問して診療を行った場合
配置医師緊急時対応加算	650	1回につき	上記対応が早朝(午前6時~午前8時)又は夜間(午後6時~午後10時)の場合
		1回につき	上記対応が、深夜(午後10時から午前6時)の場合
		1日につき	看取り介護の体制ができていて、死亡日以前31日以上45日以下に加算
		1日につき	看取り介護の体制ができていて、死亡日以前4日以上30日以下に加算
福祉施設看取り介護加算Ⅰ・Ⅱ	680又 は780	1日につき	看取り介護の体制ができていて、死亡日前日、前々日に加算
	1280又 は1580	1日につき	看取り介護の体制ができていて、死亡日に加算
福祉施設在宅復帰支援機能加算	10	1日につき	一定期間内の退所者総数のうち、在宅介護を受けることになったものの占める割 合が一定数を超えている場合
福祉施設在宅・入所相互利用加算	40	1日につき	複数の利用者で予め在宅期間及び入所期間を定め、個室を計画的に利用した 場合
福祉施設認知症専門ケア加算I	3	1日につき	認知症高齢者が一定数以上入所しており、認知症介護実践リーダー研修修了者を一定数以上配置した場合
福祉施設認知症専門ケア加算Ⅱ	4	1日につき	福祉施設認知症専門ケア加算 I の要件を満たし、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置した場合
福祉施設認知症チームケア推進加算I	150	1月につき	認知症高齢者が一定数以上入所しており、専門的研修を修了した者の配置と必要なチーム体制を整えた場合
福祉施設認知症チームケア推進加算 II	120	1月につき	認知症高齢者が一定数以上入所しており、専門的研修を修了した者の配置と必要なチーム体制を整えた場合
福祉施設認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	1日につき	認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難となったため施設で受け入れを実施した場合 (入所後7日を限度)
福祉施設褥瘡マネジメント加算 I	3	1月につき	褥瘡発生のリスクについて指標を用いて定期的に評価し、所定の方法で情報を 提出して、計画を作成して定期的な見直し等管理をした場合
福祉施設褥瘡マネジメント加算 II	13	1月につき	上記Iに加え、褥瘡発生のリスクがあるとされた入所者に褥瘡発生がない場合
福祉施設排せつ支援加算 I	10	1月につき	排泄に介護を要する入所者に対して、要介護状態を軽減できる取り組みを行い、 所定の方法で情報を提出して活用した場合
福祉施設排せつ支援加算Ⅱ	15	1月につき	上記 I に加え、排尿・排便の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用から使用無しに改善した場合
福祉施設排せつ支援加算皿	20	1月につき	上記 I に加え、排尿・排便の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がない、 かつおむつ使用から使用無しに改善した場合
福祉施設自立支援促進加算	280	1月につき	医師が自立支援のための医学的評価を定期的に行った上で支援計画を策定し、所定の方法で情報を提出して有効な情報活用をした場合
福祉施設科学的介護推進体制加算 I			入所者の心身の状況等を、所定の方法で情報を提出してケアの質の向上に取り 組む場合
福祉施設科学的介護推進体制加算Ⅱ	50	1月につき	上記 I に加え、疾病等の情報提供も行い、必要な情報を活用した場合
福祉施設安全対策体制加算	20	1回限り	安全対策部門や担当者の配置で組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること
高齢者施設等感染対策向上加算I	10	1月につき	指定医療機関との間で、感染症対応を行う体制確保や発生時の対応の取り決め、研修の実施等を行った場合
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5	1月につき	施設内で感染症が発生した場合の対応について、上記指定医療機関より規程回数以上の実地指導を受けている場合
新興感染症等施設療養費	240	月5日限度	指定感染症に対応する医療機関を確保し、かつ感染した入所者に対し、適切な対応を行った上で施設サービスを行った場合
福祉施設生産性向上推進体制加算I	100	1月につき	入所者の安全、介護サービスの質の確保、職員負担軽減に資する方策を実施 し、介護機器等活用の実績について、所定の方法で情報を提出した場合
福祉施設生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	1月につき	入所者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を実施 検討し、所定の方法で情報を提出した場合
福祉施設サービス提供体制強化加算I		1日につき	介護福祉士の占める割合が100分の80以上、勤続10年以上の介護福祉士が100分の35以上、サービス向上の取組み実施、いずれか該当
福祉施設サービス提供体制強化加算 II	18		介護福祉士の占める割合が100分の60以上
福祉施設サービス提供体制強化加算Ⅲ		日につき	介護福祉士の占める割合が100分の50以上、常勤職員が100分の75以上、勤続 7年以上の職員が100分の30以上、いずれかに該当
福祉施設介護職員等処遇改善加算Ⅰ			介護職員の賃金改善等を実施した場合、所定単位数に140/1000を乗じる
福祉施設介護職員等処遇改善加算Ⅱ			介護職員の賃金改善等を実施した場合、所定単位数に136/1000を乗じる
福祉施設介護職員等処遇改善加算Ⅲ			介護職員の賃金改善等を実施した場合、所定単位数に113/1000を乗じる
福祉施設介護職員等処遇改善加算IV			介護職員の賃金改善等を実施した場合、所定単位数に90/1000を乗じる 人 員体制により、個々の利田考で加質内突が変わります。

[※] 各種サービス内容については、利用者の状態、施設の人員体制により、個々の利用者で加算内容が変わります。

[※] 上記単位数の料金換算は、(単位数×利用日数分×10.27)円のうち、介護保険負担割合に応じた額となります。